

災害発生時等における市内認可保育施設の臨時休園等のガイドライン

令和2年12月 4日 制定
令和3年 5月26日 改定
太宰府市健康福祉部保育児童課

1 目的

台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童や保育従事者等の生命と安全を守るため、市内認可保育施設における臨時休園等の判断及び対応を定めたガイドラインを策定する。

2 対象

市内認可保育施設

3 臨時休園等の判断

本市保育児童課は、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れがある場合に、本ガイドラインに基づき、市内認可保育施設における臨時休園等の判断を行う。

4 臨時休園等の判断基準

以下のとおりとし、各基準のいずれかが該当する場合、又は該当する可能性が高いと判断する場合において、臨時休園等の措置をとる。

(1) 臨時休園

災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は臨時休園とする。

<基準>

- ① 気象庁から本市に特別警報が発令されている。
- ② 本市が警戒レベル4以上の避難情報（避難指示、緊急安全確保）を発令している。
- ③ 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない。
- ④ 状況を総合的に判断し、臨時休園とすることが適切と認められる。

(2) 登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合は登園自粛を要請する。

<基準>

- ① 本市が警戒レベル3の避難情報（高齢者等避難）を発令している。
- ② 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない。

5 臨時休園等を行う際の連絡体制・周知方法

本市は、臨時休園等の判断をした場合に、速やかに各施設に判断内容を連絡する。併せて、本市ホームページに臨時休園等の情報を掲載し周知を図る。

各施設は、本市からの連絡を受けた後、速やかに在籍児童の保護者に臨時休園等の情報を周知する。

6 登園状況による対応

	登園前	登園後
臨時休園	保護者に登園を見合わせてもらう	保護者に、安全を確保しつつ、速やかに迎えに来てもらう
登園自粛要請	保護者にできる限り登園を見合わせてもらう	保護者に、安全を確保しつつ、できる限り速やかに迎えに来てもらう